

○厚生労働省令第百三十二号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。

(市町村からの報告)

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二十七条に規定する障害者福祉施設従事者等による虐待(以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二十四条に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所(以下「障害者福祉施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。)その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等(法第二十四条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
 - 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
- (市町村からの通知)
- 第四条 市町村は、法第二十一条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二十八条に規定する使用者による障害者虐待(以下「使用者による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府

県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者(以下「被虐待者」という。)の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - 四 使用者による虐待を行った使用者(法第二十一条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - 五 市町村が行った対応
 - 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (都道府県からの報告)
- 第五条 都道府県は、法第二十一条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - 五 都道府県及び市町村が行った対応
 - 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (船員に関する特例)
- 第六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

(厚生労働大臣による公表事項)

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設)

第八条 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳幼児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。)の数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
- イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数の
- ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数の
- ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数の
- ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数

ハ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二 児童福祉法第二十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

三 半年を限度として臨時に設置される施設

四 学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。」の下に、「第二百一一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)を加える。

第六十九条中「第二百二十四条及び第二百五十二条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第七十一条中「第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、「同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」とを削る。

第二百一十一条第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二 児童福祉法第二十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

三 半年を限度として臨時に設置される施設

四 学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。」の下に、「第二百一一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)を加える。

第六十九条中「第二百二十四条及び第二百五十二条中「災害」の下に、「虐待」を加える。

第七十一条中「第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、「同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」とを削る。

第二百一十一条第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

第九十条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第九条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第一項又は第二項」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に次の一号を加える。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く)。